

## 議案第10号

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年  
おいらせ町条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定め  
る。

平成30年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 提案理由

百石高等学校の存続に向けた町の支援について協議・検討を行うた  
めの附属機関の新設並びに国民健康保険関係法令の改正及び新学校給  
食センターの供用開始に係る2つの附属機関の所掌事項等の見直しを  
行うため提案するものである。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年  
おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の項の次  
に次のように加える。

おいらせ町百石高等学校魅力アップ推進協議会	(1) 百石高等学校の支援に関する協議及び提言に関すること。 (2) 百石高等学校の魅力アップに関する調査及び研究に関すること。 (3) その他百石高等学校の魅力アップ推進に係る必要な事項に関すること。	15人以内（公募による者を含む）	(1) 百石高等学校関係者 (2) 中学校教員関係者 (3) 関係機関を代表する者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他町長が必要と認める者	2年以内	(1) 会長委員の互選 (2) 副会長委員の互選	企画財政課
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	------	-----------------------------	-------

別表第1 おいらせ町国民健康保険運営協議会の項所掌事項の欄中「国民健康保険事業」の前に「町の」を加え、「第11条」を「第11条第2項」に、委員の構成の欄中「第3条」を「第3条第3項」に、委員の任期の欄中「2年」を「3年」に改める。

別表第2 おいらせ町立学校給食センター運営委員会の項委員の定数の欄中「7人」を「20人以内（公募による者を含む）」に改め、委員の構成の欄中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 学識経験を有する者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。